

# 電気料金メニュー約款

## 【低圧】

四国エリア

株式会社アドバンテック

## 目次

1. 適用 .....	3
2. 消費税等相当額 .....	3
3. 料金 .....	3
4. 契約種別毎の適用条件及び料金等 .....	3
(1) 従量電灯 A .....	3
(2) 従量電灯 B .....	4
(3) 低圧電力 .....	5
5. 実施期日 .....	7

### 別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 .....	別表 1
2. 燃料費調整 .....	別表 1
3. 契約容量及び契約電力の計算方法 .....	別表 4

## 1. 適用

- (1) 当社がお客さまに対して当社の電気供給約款（以下「電気供給約款」といいます。）に基づき低圧で電気を供給するときの料金条件その他の条件は、この電気料金メニュー約款（以下「本メニュー約款」といいます。）によります。なお、本メニュー約款における用語は、本メニュー約款において別段の定義がない限り、当社の電気供給約款におけるものと同じの意味を有するものといたします。
- (2) 本メニュー約款は、次に記載された地域に適用いたします。

四国エリア

香川県（一部地域を除きます。）、徳島県、愛媛県（一部地域を除きます。）、高知県

## 2. 消費税等相当額

本メニュー約款に定める基本料金及び電力量料金は、消費税等相当額を含みます。

## 3. 料金

料金は、次条に定める契約種別毎の基本料金、電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

## 4. 契約種別毎の適用条件及び料金等

### (1) 従量電灯 A

#### ① 適用条件

従量電灯 A は、電灯又は小型機器を使用する需要であり、かつ、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

イ. 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が、6 キロボルトアンペア（kVA）未満であること。

ロ. 1 供給場所において動力を使用する契約種別と合わせて電気供給契約を締結する場合は、契約電流又は契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペア（kVA）を1キロワット（kW）とみなします。以下、同じ。）が50 キロワット（kW）未満であること。

ただし、上記に掲げるロ.について、合計が50 キロワット（kW）以上である場合であっても、お客さまが希望され、かつ、当社及び一般送配電事業者がその希望を承諾したときは、従量電灯 A を適用することがございます。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがございます。

## ② 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト (V) 又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト (V) 及び 200 ボルト (V) とし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツ (Hz) といたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト (V) 又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルト (V) とすることがございます。

## ③ 最大需要容量

最大需要容量を 6 キロボルトアンペア (kVA) 未満とすることについては、負荷の実情に応じて、お客さま、当社及び一般送配電事業者と間の協議によって決定いたします。なお、お客さまは、当社の承諾を得た上で、当該最大需要容量を変更することができるものといたします。

## ④ 電気料金

基本料金	最初の 11kWh まで		380.92 円
電力量料金	11kWh を超え 120kWh まで	1kWh につき	18.86 円
	120kWh を超え 300kWh まで	1kWh につき	24.99 円
	300kWh を超える分	1kWh につき	26.20 円

基本料金：当月の使用電力量にかかわらずお客さまにお支払いいただく金額といたします。

電力量料金：使用電力量に応じた上記に掲げる電力量料金単価にその 1 月の使用電力量の値を乗じた上で、別表第 2 条に定める方法による燃料費調整額を加えた金額といたします。

## (2) 従量電灯 B

### ① 適用条件

従量電灯 B は、電灯又は小型機器を使用する需要であり、かつ、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ. 契約容量が、6 キロボルトアンペア (kVA) 以上であり、かつ、50 キロボルトアンペア (kVA) 未満であること。

ロ. 1 供給場所において動力を使用する契約種別と合わせて電気供給契約を締結する場合は、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット (kW) 未満であること。

ただし、上記に掲げるロ. について、合計が 50 キロワット (kW) 以上である場合であっても、お客さまが希望され、かつ、当社及び一般送配電事業者がその希望を承諾したときは、従量電灯 B を適用することがございます。この場合、一般

送配電事業者は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがございます。

## ② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト (V) 及び 200 ボルト (V) とし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツ (Hz) といたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト (V) 若しくは 200 ボルト (V) 又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルト (V) とすることがございます。

## ③ 契約容量

- イ. 契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表第 3 条により算出された値といたします。なお、最大負荷の実情に応じて、お客さま、当社及び一般送配電事業者と間の協議によって当該値を変更することがございます。
- ロ. イ.の定めにかかわらず、他の小売電気事業者から当社へ電気供給契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との電気供給契約終了時点における契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまから当該値をお申し出いただきます。なお、この場合であっても、一般送配電事業者の託送供給等約款の定めにより、契約容量の最大値を変更することがございます。

## ④ 電気料金

基本料金		1kVA につき	346.29 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh につき	15.71 円
	120kWh を超え 300kWh まで	1kWh につき	20.83 円
	300kWh を超える分	1kWh につき	23.53 円

基本料金：上記に掲げる基本料金単価に、契約電力の値を乗じた金額といたします。ただし、全く電気を使用しない月の基本料金は、当該金額を半額といたします。

電力量料金：使用電力量に応じた電力量料金単価に、その 1 月の使用電力量の値を乗じた上で、別表第 2 条に定める方法による燃料費調整額を加えた金額といたします。

## (3) 低圧電力

### ① 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ. 契約電力が原則として 50 キロワット (kW) 未満であること。

ロ. 1 供給場所において電灯又は小型機器を使用する契約種別と合わせて電気供給契約を締結する場合は、最大需要容量又は契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット (kW) 未満であること。

ただし、上記に掲げるロ. について、合計が 50 キロワット (kW) 以上である場合であっても、お客さまが希望され、かつ、当社及び一般送配電事業者が認めるときは、低圧電力を適用することがございます。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがございます。

#### ② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツ (Hz) といたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがございます。

#### ③ 契約電力

イ. 契約電力は、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表第 3 条により算出された値といたします。なお、最大負荷の実情に応じて、お客さま、当社及び一般送配電事業者と間の協議によって当該値を変更することがございます。

ロ. イの定めにかかわらず、他の小売電気事業者から当社へ電気供給契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との電気供給契約終了時点における契約電力の値を引き継ぐものとし、お客さまから当該値をお申し出いただきます。なお、この場合であっても、一般送配電事業者の託送供給等約款の定めにより、当該契約電力を変更することがございます。

#### ④ 電気料金

基本料金	契約電力 1kW につき	1,033.79 円
電力量料金(夏季)	1kWh につき	14.62 円
電力量料金(他季)	1kWh につき	13.29 円

基本料金 : 上記に掲げる基本料金単価に、契約電力の値を乗じた金額に力率割引又は力率割増を適用した金額といたします。ただし、全く電気を使用しない月の基本料金は、当該金額を半額といたします。

電力量料金 : 上記に掲げる夏季又は他季に応じた電力量料金単価に、その 1 月の使用電力量の値を乗じた上で、別表第 2 条に定める方法による燃料費調整額を加えた金額といたします。

## 5. 実施期日

本メニュー約款は、2021 年 10 月 1 日より実施いたします。

## 別表

### 1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

#### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

前項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める賦課金の額の算定の対象となる電気に適用いたします。

#### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- ① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に第 1 項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円として、その端数は、切り捨てます。
- ② 再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業者に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、前号にかかわらず、前号によって再生可能エネルギー発電促進賦課金とした金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する法令で定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。また、お客さまの事務所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、又は再生可能エネルギー特別措置法第 37 条 5 項若しくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

### 2. 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の計算

##### ① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル (kl) 当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2104$$

$$\beta = 0.0541$$

$$\gamma = 1.0588$$

なお、各平均燃料価格計算期間における1キロリットル(kl)当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン(t)当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

## ② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times (\text{基準単価} \div 1,000)$$

ロ. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回り、かつ、39,000円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{円}) \times (\text{基準単価} \div 1,000)$$

ハ. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,000円を上回る場合

平均燃料価格は39,000円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (39,000 \text{円} - 26,000 \text{円}) \times (\text{基準単価} \div 1,000)$$

## ③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間

毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に、前二号に基づく燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりといたします。ただし、従量電灯 A のお客さまは、基本料金が適用される使用電力量までは 2.154 円といたします。

1kWh につき	0.196 円
----------	---------

### 3. 契約容量及び契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量又は契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその希望を承諾する場合における契約容量又は契約電力は、次の式により計算いたします。

(1) 契約容量

契約主開閉器の定格電流 (アンペア (A)) × 電圧 (ボルト (V)) × (1 ÷ 1,000)

(2) 契約電力

契約主開閉器の定格電流 (アンペア (A)) × 電圧 (ボルト (V)) × 1.732 × (1 ÷ 1,000)